随意契約理由書

業務名：大阪府立泉陽高等学校普通教室棟内装改修工事

本業務は、府立高校の魅力をさらに高めることを目的とし、府立泉陽高等学校（以下「泉陽高校」という。）の普通教室16教室及び廊下の内装改修を行うものです。

泉陽高校では、令和8年度、「大阪府ファシリティマネジメント基本方針（第2期）」及び「府立学校施設長寿命化整備方針（第2期）」に基づき、築61年を経過した特別教室棟について、施設の長寿命化を図る必要があることから、令和8年6月29日から令和9年1月20日にかけて行う大規模改修工事とプール改修工事(開札日8/3予定)を実施しています。

一方大阪府教育委員会では、令和7年度に実施した公立高等学校入学者選抜の志願者数が、現行の入試制度が始まった平成28年度以降最小となり、多くの学校で定員を割るという事態が起きました。泉陽高校についても定員割れになることは避けなければなりません。

また、中学生が私立高校を選択する理由の一つとして、公立高校の施設の状況が私立高校と比較して劣る、という指摘が挙げられています。

泉陽高校の生徒が授業を受ける教室は、天井に複数個所の穴が空いているところや、剥がれたところがあり、また床部分の不陸が見受けられます。

そこで、令和8年度に実施する公立高等学校入学者選抜の対象となる中学3年生に向けて、府立高校の魅力づくりとして、生徒が校内で一番長い時間を過ごす普通教室を中心に校舎の内部を改修し、生徒の学習環境を改善して志願者数の上昇に繋げていくことが必要です。

普通教室等の改修工事を実施するには、生徒が長期間不在となる長期休暇を中心に実施する必要があり、且つ入学者選抜までに改修を終えなければなりません。

ついては、期限に制約があるため、校内の状況を十分に把握したうえで、学校運営に支障をきたすことなく円滑に工事を行うことが求められる上に、大規模改修工事、プール改修工事(業者未定)及び本工事を併行させることによる工事調整や更なる騒音が想定されることから、近隣住民への理解を経た業者による工事である必要があります。

泉陽高校の大規模改修工事は、特別教室棟の鋼製窓枠の更新を予定しており、非常に大きな騒音の発生するため、近隣住民等の対応が不可欠となります。

また、学校敷地内の作業ヤードに制限があり大規模改修工事、プール改修工事(業者未定)との工事ヤードが重複してしまい、別途業者に工事を発注することができません。

そのため、校内の状況等を把握し、騒音に対する短期間での近隣住民等への地元説明・対応、且つ工事ヤードの確保を行った上で円滑に工事を進めることが可能な者は、令和8年度に泉陽高校にて大規模改修工事の受注者である株式会社伸和のみです。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するものです。